

令和7年7月22日

三重県鳥羽市「宿泊税」の新設

三重県鳥羽市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される鳥羽市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	三重県鳥羽市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	鳥羽市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	・宿泊促進（宿泊者の満足度向上）に関する事業 ・受け入れ体制の強化、観光インフラ整備に関する事業 ・伊勢志摩国立公園ならではの景観や地域資源等の保全・活用に関する事業 ・観光関連団体の組織強化に関する事業
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき200円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約3.3億円
課税免除等	—
徴税費用見込額	（平年度）約9.6百万円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり

- ・令和7年3月24日 鳥羽市議会にて条例案可決
- ・令和7年4月9日 総務大臣協議
- ・令和7年7月22日 総務大臣同意
- ・令和8年4月1日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：上田課長補佐、佐久間係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。